

## 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第21条の規定に基づき公告する。

平成28年6月7日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。  
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

### 第1 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 平成28年度 建政委第2号  
大分県公共事業建設資材価格・労務費調査業務委託
- 2 履行場所 大分県全域地内
- 3 履行期限 契約締結の翌日から平成29年3月24日（金曜日）まで
- 4 業務概要 予定価格算定の基礎資料作成のための大分県内における建設資材の実勢価格調査及び建設労働者の賃金実態調査
- 5 予定価格 28,520,640円  
(※予定価格×100/108=26,408,000円)

### 第2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 土木関係建設コンサルタント業務について、「大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和60年大分県告示第235号）」により、資格認定を受けている者であること。
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 4 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 5 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

- 6 国又は地方公共団体が発注した次のいずれかの業務について、過去 10 年間（平成 18 年 4 月 1 日以降）に履行した実績（元請けに限る）を有する者であること。
  - a 公共事業の積算に係る材料の単位当たりの価格調査に関する業務（以下、「資材価格調査業務」という。）
  - b 公共事業労務費調査に関する業務（以下、「労務費調査業務」という。）
- 7 次に掲げるすべての要件を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者はこれを兼任できない。
  - a 上記 6 の業務について、管理技術者としての経験を有する者であること。
  - b 次のいずれかの資格を有する者であること。
    - ・ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
    - ・ RCCM
  - c 開札予定日以前 3 ヶ月以上前に雇用された者であること。
- 8 次に掲げるすべての要件を満たす照査技術者を当該業務に配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者はこれを兼任できない。
  - a 上記 6 の業務について、照査技術者または管理技術者としての経験を有する者であること。
  - b 次のいずれかの資格を有する者であること。
    - ・ 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）
    - ・ RCCM
  - c 開札予定日以前 3 ヶ月以上前に雇用された者であること。

### 第 3 入札手続等

#### 1 担当部局

大分県土木建築部建設政策課

住所：大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号（新館 7 階）

電話：0 9 7 - 5 0 6 - 4 5 5 5

#### 2 設計図書の閲覧

ア 閲覧期間：平成 2 8 年 6 月 8 日から平成 2 8 年 6 月 2 2 日までの 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 閲覧場所：大分県土木建築部 建設政策課 技術・情報システム班及びインターネット（大分県共同利用型電子入札システムホームページ [https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000\\_10F?hdn\\_dantai=1111](https://www.t-elis.pref.oita.lg.jp/DENTYO/GP5000_10F?hdn_dantai=1111)）

#### 3 公告等に対する質問

ア 受付期間：平成 2 8 年 6 月 8 日から平成 2 8 年 6 月 1 4 日までの 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出先：大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

ウ 方法等：公告等に質問がある場合は、アの期間内にイの部署へ書面を持参し、提出すること。（任意様式）※郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 上記3の質問に対する回答（質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答するとともに、閲覧に供する。）

ア 質問者への回答：質問書の提出を受けた日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）

イ 閲覧期間：アの回答をした日から平成28年6月17日の17時00分まで。

※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

ウ 閲覧場所：大分県土木建築部建設政策課技術・情報システム班

5 競争参加資格証明資料（以下「証明資料」という。）の提出

入札に参加する者は、下記のとおり証明資料を提出すること。なお、作成方法は第4による。

ア 提出期間：平成28年6月10日から平成28年6月17日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出方法等：電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は封書にし、平成28年6月17日17時00分までに大分県土木建築部建設政策課管理調整班へ提出すること。

6 入札書の提出

ア 提出期間：平成28年6月20日から平成28年6月22日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出方法等：電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は封書にし、平成28年6月22日17時00分（時間厳守）に大分県土木建築部建設政策課管理調整班へ厳封のうえ、提出すること。

7 業務費内訳書の提出（入札書に添付すること）

ア 提出期間：平成28年6月20日から平成28年6月22日までの9時00分から17時00分まで。※上記のうち、開庁日の開庁時間内に限る。

イ 提出方法等：電子入札システムによる。

なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る）による場合は封書にし、平成28年6月22日17時00分（時間厳守）に大分県土木建築部建設政策課管理調整班へ厳封のうえ、提出すること。

8 開札

ア 予定日時：平成28年6月23日10時00分

イ 場所：建設政策課

ウ 立会：開札の立会は、大分県電子入札立会要領による。

第4 証明資料の審査及び作成等

1 証明資料の審査項目

ア 企業の体制及び成果の確実性

a 業務の実施体制

b 成果の確実性（本公告第2の6の業務実績）

イ 配置予定管理技術者の業務執行技術力及び資格

a 業務執行技術力（本公告第2の6の業務経験）

b 技術者資格（資格）

ウ 配置予定照査技術者の業務執行技術力及び資格

a 業務執行技術力（本公告第2の6の業務経験）

b 技術者資格（資格）

エ 評価項目

評価の着目点			評価		
企業の体制及び 経験・能力	業務実 施体制	事業実施体制 の妥当性	下記項目に該当する場合には選定しない。 ・再委託の内容が、主たる部分の場合 ・守秘すべき個人情報の管理体制が不明確な場 合 ・調査票の審査体制及び照査体制が不明確な場 合		
	成果の 確実性	本公告第2の 6の業務実績 の内容	本公告第2の6 の業務のうち、 a及びb両方の 実績がある。 <b>【A】</b>	本公告第2の6 の業務のうちa又 はbいずれかの 実績がある <b>【B】</b>	本公告第2の6 の業務実績が ない <b>【C】</b>
配置予定管理技 術者の経験・能 力	業務執 行技術 力	本公告第2の 6の業務経験 の内容	本公告第2の6 の業務のうちa 及びb両方の経 験がある <b>【A】</b>	本公告第2の6 の業務のうちa又 はbいずれかの 経験がある <b>【B】</b>	本公告第2の6 の業務経験が ない <b>【C】</b>
	技術者 資格	資格	技術士を有す る <b>【A】</b>	RCCMを有する <b>【B】</b>	技術士・RCC Mを有しない <b>【C】</b>
配置予定照査技 術者の経験・能 力	業務執 行技術 力	本公告第2の 6の業務経験 の内容	本公告第2の6 の業務のうちa 及びb両方の経 験がある <b>【A】</b>	本公告第2の6 の業務のうちa又 はbいずれの経 験がある <b>【B】</b>	本公告第2の6 の業務経験が ない <b>【C】</b>
	技術者 資格	資格	技術士を有す る <b>【A】</b>	RCCMを有する <b>【B】</b>	技術士・RCC Mを有しない <b>【C】</b>
その他	不誠実な行為の有無、経営状況、手持ち業務の状況、当該業務実施につ いての技術的適性、労働福祉の状況				

\* 各項目について、A～Cの評価を行い、選定する。

\* C評価があれば非選定とする。

## 2 証明資料の作成要領

本入札参加希望者は、次に従い、別記様式－１～８の技術資料を提出しなければならない。

### ア 証明資料（誓約書）

- ・住所、商号又は名称、代表者氏名を記載、代表者印を押印の上、地方自治法施行令第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること等を誓約する証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※以下提出書類（別記様式－２から別記様式－８）について割印し編綴すること。）
- ・記載様式は（様式－１）とする。

### イ 大分県競争入札参加資格の有無

- ・大分県土木建築部における競争入札参加資格を有することを証明するため、第２に留意のうえ、証明資料を次のとおり作成し、提出すること。（※提出方法は、第３の５による。）
- ・記載様式は（様式－２）とする。

### ウ 参加表明者の経験及び能力

- ・本公告第２の６の業務実績は、証明資料の提出期限までに完了した業務の中から各業務１件ずつ記載する。
- ・記載様式は（様式－３）とする。

### エ 配置予定管理技術者の経験及び能力

- ・本公告第２の６の業務経験は、証明資料の提出期限までに完了した業務の中から各業務１件ずつ記載する。
- ・記載様式は（様式－４）とする。

### エ 配置予定照査技術者の経験及び能力

- ・本公告第２の６の業務経験は、証明資料の提出期限までに完了した業務の中から各業務１件ずつ記載する。
- ・記載様式は（様式－５）とする。

### オ 業務の実施体制

- ・下記の主たる部分を再委託してはならない。

資材価格調査	労務費調査
調査計画の策定 面接調査 書面調査 審査 調査価格の決定 報告書の作成	ヒヤリング調査の企画・運営 調査票の問い合わせ対応 調査員への監督、指導 報告書の作成

- ・他の建設コンサルタント等に主たる部分以外を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力予定先の名称及び委託内容、協力を求める内容を（様式－６）に記載する。
- ・調査過程において収集した資料、知り得た守秘すべき企業情報等の管理体制について（様式－７）に記載する。
- ・作業内容を考慮した調査実施体制及び調査価格の信頼性、決定価格の妥当性を確保するための審査体制について、予定している人員配置等を（様式－８）に記載する。

### 3 その他

- ア 証明資料の作成及び提出に要する費用は、資料の作成者の負担とするものとする。
- イ 証明資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- ウ 提出期限以降における資料の差替え及び再提出は特別の事情がある場合を除き認めない。
- エ 手続き等についての問い合わせ先は第3の3のイと同じ。

### 第5 業務費内訳書の作成等に関する事項

- 1 入札書の提出に併せて、業務費内訳書を提出すること。（提出方法は、第3の7による。）  
なお、業務費内訳書を提出しない者のした入札は、無効とする。
- 2 作成方法、審査基準等は、業務費内訳書取扱要領によること。  
なお、「業務費内訳書の作成について」を参考とすること。
- 3 提出ファイルはPDF形式で保存されたものに限り、他の形式で保存されている場合は、業務費内訳書を提出していないものとみなす。
- 4 当該業務の受注者は、業務完了後、入札時に提出した業務費内訳書と精算額が対照出来る業務費内訳書を、契約担当者に提出すること。

### 第6 入札保証金に関する事項

免除する。

### 第7 契約保証金に関する事項

免除する。

### 第8 無効入札に関する事項

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

### 第9 最低制限価格に関する事項

設定しない。

### 第10 その他必要と認める事項

- 1 競争参加資格の事後審査及び落札決定
  - ア 開札後は、最低価格入札者の入札金額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し入札を終了する。
  - イ 入札終了後、入札参加者から提出された証明資料を、最低価格入札者について審査し、最低価格入札者が、競争参加資格を満たしていると確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした、他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認したうえで、次順位者を落札者とする。（なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続きを行うものとする。）

ウ イにより競争参加資格を満たしていないと確認された者が行った入札については、これを無効とし競争参加資格不適合通知書を送付するものとする。

エ 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び祝日等の休日を除く。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合は、この限りではない。

オ イにより落札者が決定した場合は、入札参加者に対して通知を行うとともに、当該入札結果を公表する。

## 2 再苦情申立て

第3の4の通知を受理した者であって、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。